

発議第2号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和7年3月21日提出

提出者 高山市議会議員 西 田 稔

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭
上 嶋 希代子
松 山 篤 夫
倉 田 博 之
中 箴 博 之
伊 東 寿 充
丸 山 純 平

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、住民が冤罪被害に遭う可能性がある地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題と言える。

冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続きを定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、その中にあった有罪に疑義を生じさせる証拠が冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。そのうえ再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されている。そして、そこまでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

高山市議会